

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

			資料番号	3	担当課	農産園芸課
法令名	愛媛県農林水産研究所使用料 条例	根拠条項	4	許認可等 の内容	使用料の減免	
<p>愛媛県農林水産研究所使用料条例第4条</p> <p>知事は、公共団体の依頼による場合において、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p>						